

新設

八王子市地域づくり認定団体の設立の届出に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市地域づくり推進基本方針（令和2年（2020年）3月策定）に基づき、地域づくり推進会議（以下、「推進会議」という。）に参加する地域の活動団体や住民等（以下、「地域住民等」という。）が、当該中学校区を基本単位として、地域のありたい姿の実現に向けて活動するために設立する団体（以下、「地域づくり認定団体」という。）の設立の届出手続について必要な事項を定めることにより、地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

（届出の対象となる地域づくり認定団体）

第2条 この要綱による設立の届出の対象となる地域づくり認定団体は、当該中学校区における推進会議の単位、構成及び活動を基本としつつ、地域のありたい姿の実現に向けた活動を行う団体として、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）当該中学校区における推進会議との連携を保ちながら、当該中学校区における地域づくりを推進すること。
- （2）当該中学校区における推進会議の構成を基本としつつ、多数の地域住民等をはじめとした多様な主体が運営及び活動に参加できること。
- （3）当該中学校区における推進会議の取組を尊重したうえで、「地域づくり推進計画」に基づく事業や取組等を行うこと。
- （4）名称、事務所の所在地、代表者及び役員を選出方法、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他民主的で透明性の高い運営を行うために必要な事項が、会則等に定められていること。
- （5）運営に当たる役員や代表者が、参加者の意思に基づき民主的に選出されること。
- （6）特定の団体や個人の利益に寄与することを目的としていないこと。

（届出）

第3条 地域づくり認定団体を設立したときは、当該地域づくり認定団体は、「八王子市地域づくり認定団体設立届出書」（様式第1号。以下「届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）参加者名簿
- （2）会則
- （3）その他市長が必要と認める書類

3 新たに設立される地域づくり認定団体にあつては、設立に係る必要な手続を経たときは、地域づくり認定団体の設立の前日であっても、地域づくり認定団体の構成員となる者のうちから

選任された代表者が第1項の届出を行うことができる。

(地域づくり認定団体の要件の確認)

第4条 市長は、前条の規定による届出を受理したときは、その届出に係る事実を確認し、第2条各号に掲げる地域づくり認定団体の要件を具備するときは、「八王子市地域づくり認定団体設立確認書」(様式第2号)を当該届出を行った地域づくり認定団体に交付するものとする。

(届出内容の変更)

第5条 第3条の規定による届出を行った地域づくり認定団体は、同条の規定により届け出た事項又は添付書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに、「八王子市地域づくり認定団体変更届」(様式第3号)に当該変更に係る書類を添えて市長に届け出なければならない。

(解散の届出)

第6条 第3条の規定による届出を行った地域づくり認定団体は、解散したときは、速やかに、「八王子市地域づくり認定団体解散届」(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)7月 日から施行する。